

令和4年第1回

荒川区教育委員会定例会

令和4年1月14日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和4年荒川区教育委員会第1回定例会

- | | | |
|--------|--|---|
| 1 日 時 | 令和4年1月14日 | 午後1時30分 |
| 2 場 所 | 特別会議室 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員
委 員 | 高 梨 博 和
繁 田 雅 弘
長 島 啓 記
坂 田 一 郎
小 林 敦 子 |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長
教育総務課長
教育施設課長
学 務 課 長
指 導 室 長
教育センター所長
生涯学習課長
ゆいの森課長
地域図書館課長
書 記
書 記
書 記
書 記 | 三 枝 直 樹
山 形 実
的 場 寛
菊 池 秀 幸
津 野 澄 人
大久保 和 彦
青 谷 宗 彦
小 林 弘 幸
成 瀬 慶 亮
杉 山 茂
小 川 綾 一
丸 田 恭 雅
宮 島 弘 江 |

(1) 審議事項

- 議案第 1 号 荒川区立図書館館則の一部を改正する規則
- 議案第 2 号 荒川区立荒川ふるさと文化館条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第 3 号 タブレット P C 活用指針の改訂について
- 議案第 4 号 図書館システム更改作業期間の図書館等の休館等について

(2) 報告事項

- ア 令和 4 年度南千住第三幼稚園の学級編制について
- イ 令和 3 年度文部科学大臣優秀教職員表彰被表彰者について (報告)
- ウ 令和 3 年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者について (報告)
- エ 荒川区学校図書館活用指針の改訂について
- オ 令和 2 年度荒川区生涯学習推進計画 (第三次) の進捗状況について
- カ 伝統工芸技術継承者育成支援事業現場実習者の決定について
- キ 第 1 4 回柳田邦男絵本大賞の受賞者について

(3) その他

教育長 ただいまから荒川区教育委員会令和4年第1回定例会を開催いたします。初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、5名全員出席でございます。議事録の署名委員は、長島委員、小林委員御両名にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

9月24日開催の第18回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、委員の皆様にご確認をさせていただきました。本日、特に御意見等がなければ承認とさせていただきますと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 承認といたします。

10月8日開催の第19回定例会の議事録、10月22日開催の第20回定例会の議事録を皆様にお送りしてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに御確認いただきまして、お気付きの点等について事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして、議事を進めます。本日は、審議事項が4件、報告事項7件となっております。

まず、議案第1号「荒川区立図書館館則の一部を改正する規則」、議案第2号「荒川区立荒川ふるさと文化館条例施行規則の一部を改正する規則」ですけれども、この2件についてはいずれも関連がございますので、一括して説明をさせていただき、御質疑を行っていただいた後、1件ずつ採決を取らせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 それではそのように取り扱わせていただきます。教育総務課長から2件について説明をお願いします。

教育総務課長 議案第1号「荒川区立図書館館則の一部を改正する規則」でございます。提案理由でございます。中央図書館、南千住図書館及び地域館につきまして、さらなる利便性の向上を図るため、開館時間を30分繰り上げ、午前9時からの開館に改めるものでございます。

改正内容につきましては、第3条に規定する条項を改めるものでございます。施行期日につきましては、令和4年5月1日でございます。

併せまして、議案第2号「荒川区立荒川ふるさと文化館条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。提案理由でございます。荒川ふるさと文化館につきまして、さらなる利便性の向上を図るため、開館時間を30分繰り上げ、午前9時からの開館に改めるものでございます。改正内容につきましては、第2条関係の規定を改めるものでございます。施行期日につきましては、同じく令和4年5月1日でございます。

この2件につきましては、内容について昨年の11月12日の第21回定例会におきまして、報告案件として報告しているものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 議案第1号及び第2号につきまして、御質疑がございましたら、お願いいたします。

山形課長から申し上げたように、昨年、先生方から御意見、御質問等も頂いたものでございます。

坂田委員 特にございません。

長島委員 直接関係ないですけれども、自分が住んでいるところの図書館が、週に1回閉館日というのがあるのですけれども、荒川区はこれがないということなののでしょうか。

ゆいの森課長 ゆいの森図書館につきましては月1回の休館日がありまして、その他の地域の図書館については、毎週月曜日休館日という設定になります。中央館と地域館で違う設定になっております。

長島委員 南千住図書館の開館日について、日曜日があるので火曜日から土曜日までが午前9時から午後7時30分まで。月曜が休みなものだけど、みたいなことになっているわけですね。

教育長 そうですね、ちょっと表現が分かりにくいのですけれども。

長島委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。特にないようであれば質疑を終了いたします。

議案第1号及び第2号につきまして、御意見ございますでしょうか。

(「なし」の声)

教育長 特にないものと認めます。議案第1号について御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第1号「荒川区立図書館館則の一部を改正する規則」については、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第2号について御異議等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第2号「荒川区立荒川ふるさと文化館条例施行規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第3号「タブレットPC活用指針の改訂について」を議題といたします。

津野室長、説明をお願いします。

指導室長 議案第3号「タブレットPC活用指針の改訂について」でございます。提案理由につきましては、平成26年度に示したタブレットPC活用指針では、校内での活用を前提としたものでございましたが、社会情勢の変化やクラウドの活用により、校外での教育活動に

タブレットPCを取り入れる等、活用環境が大きく変化しているため改訂を行います。

内容です。内容につきましては、荒川区が目指す学習の方向性、そして参考資料と二部構成になってございます。

荒川区が目指す学習の方向性につきましては4点、まず、子どものタブレットPC活用能力の育成。2点目が、情報モラルの育成。3点目が、教員が身に付けるべきICTを活用した指導力の向上。4点目が、荒川区が示す情報活用能力を育む9年間のICT学習モデル。その中に情報スキル編と情報モラル編を盛り込んでございます。

そして参考資料として3点資料を付けさせていただいているものでございます。

令和3年12月10日に行われました第23回教育委員会にて、荒川区タブレットPC活用指針の改訂について私から御説明をさせていただきました。その後委員の先生から御指導を頂いた点を踏まえ修正したものを、改めて御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。修正をしました箇所につきましては、下線を引いてございます。主だったところを説明させていただきます。

資料の16ページになります。「タブレットPC活用の方向性」というところで、タブレットPC活用の三つの柱を示させていただいております。「子どものタブレットPC活用能力の育成」、「情報モラルの育成」、そして「教員が身に付けるべきICT活用指導力」ということで前回示させていただきましたが、御指導により「指導力の向上」の方がよろしいのではないかとということで、3番を「教員が身に付けるべきICT活用指導力の向上」とさせていただきます。

二つ目に、資料の17ページになります。こちらについては、(3)の「家庭学習での活用について」御指導を頂きました。家庭学習につきましては、タブレットの持ち帰りの活用の目的として、家庭学習の支援、学校での学びと家庭での学習の橋渡しという趣旨が入ったほうがよろしいという御指導を頂きました。そこで、タブレットPCを活用した家庭学習を充実することの意義について加筆をさせていただきました。また、1枚めくっていただきまして、資料の19ページにございます、下線で示させていただいておりますが、具体例として1点盛り込んでございます。

続きまして、資料の24ページをお願いいたします。情報モラルの中で、卒業後のデータの扱いについて加筆するとともに、個人情報、著作権、肖像権等の取扱いについて御指導いただきました。こちらにつきましては、使用する場面や方法等によって大きく異なってくるため、指針には、個々のケースについてはあえて表記せず、教育委員会関係諸機関と連携していくことを示してございます。こちらにつきましては、また新しい情報が入り次第、学校とも連携を図りながら対応していきたいと思っております。

続きまして、最後の主な修正点になります。資料の37ページでございます。21世紀型能力についてでございます。タブレット活用指針を作成し、子どもたちに身につけさせたい力としまして、21世紀型能力ということで示してございます。こちらについては、タブレットPCを導入した際から一貫しているものでございますが、説明が不足していましたので図示するとともに説明を1ページ起こしてございます。

本指針で目指す荒川区の21世紀型能力につきましては、スキルも含まれておりますけれども、学習指導要領の目指す生きる力につながる能力であるということを、区内の先生方が分かりやすいようにするためこのページを盛り込んだところでございます。タブレットPCを活用しながら、この21世紀型能力を子どもたちにしっかりと身に付けさせていきたいと考えてございます。

主な修正点につきましては以上となります。御審議をよろしくお願いいたします。

教育長 先生方にはこの間、御指摘、そしてまた御助言ありがとうございました。議案第3号につきまして御質疑ございましたら、お願いいたします。

坂田委員 提案させていただいた点については、適切に修正いただいていると思います。こういう感染状況になりましたので、早速実践をするような場面も出てくる可能性も十分あると思いますので、まさに時宜を得た改訂ではないかと思えます。

毎回申し上げるのですが、こういう状況になりますと、やはり緊張感を持って学級閉鎖といった場合には、できるだけ学習の遅れが生じないように、また、子どもたちが家で学習をしてくれていたほうが基本的には安全だと思えますので、そういった形で着実に、日々の学習が進められるような体制を取っておくことが必要ではないかと考えます。以上です。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

小林委員 よろしいでしょうか。こういったICTの利活用ということで、先生方のスキルを高めるのは重要です。ただ、働き方改革ということがありまして、それとのバランスもあります。その中で、こういった基本的な指針が出されたのは非常に重要で、本当にいい試みです。以上です。

教育長 ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

長島委員 よろしいですか。この指針はどういった形で周知されると理解したらよろしいでしょうか。特に家庭の方といいますか、保護者の方にどういう形で周知されますか。

指導室長 学校につきましては校長会で周知をしていきたいと考えてございます。また、先生たちの学ぶ場でありまして、荒川区の教職員研修会がありますので、「荒教研」というところなのですけれども、そこに情報部会というところがございます。そこでも周知をしていきたいと考えてございます。

また、保護者宛てにつきましては、各学校からICTの活用について、教育委員会の方針、自校での活用方法を学校便りですとか保護者会ですとか、特に大きいところは学年初めの保護者会で全体会というのがあります。そこでICT活用ですとか各学校で方針等を話すこととなりますので、そこで保護者には周知をしていきたいと考えてございます。

長島委員 ありがとうございます。

繁田委員 これを直接見る人というのは、学校の先生と御家族ということですか。

指導室長 こちらを直接見る者につきましては、学校教職員になります。教職員一人一人にはデータとして渡して活用できるようにしていきたいと考えています。

繁田委員 分かりました。そうですね、データとしていろいろな端末で見られるほうがいいですね。

指導室長 教員の方が1人1台配備されていますので、それで見られるようにしていきたいと思っています。

繁田委員 分かりました。ありがとうございます。よかったです。タブレットの活用が紙で行くというのは何か違和感があったので、よかったです。ありがとうございます。

指導室長 紙の方でも校長会等では示していきたいと思えますけれども、一人一人の職員にはデータでしっかりと保存場所などを明確にしながら示していきたいと考えてございます。

繁田委員 項目から随時内容へ飛ぶような、今の時代なので見やすいものにしていただけたらと思います。

指導室長 承知いたしました。ありがとうございます。

教育長 繁田委員の御指摘ありがとうございます。データとして配布するだけではなくて、実際の研修の場等でも生かしてまいりたいと考えてございます。

議案第3号について、御意見等はございませんでしょうか。

(「なし」の声)

教育長 それでは討論を終了いたします。議案第3号について異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第3号「タブレットPC活用指針の改定について」は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第4号「図書館システム更改作業期間の図書館等の休館等について」を議題といたします。小林ゆいの森課長、説明をお願いします。

ゆいの森課長 「図書館システム更改作業期間の図書館等の休館等について」の説明になります。提案理由は、図書館システムの更改作業期間におきまして、ゆいの森あらかわ及び各地域図書館等の開館日及び提供するサービス等を一時変更するためでございます。

内容でございますが、1番の図書館システムの更改についてでございます。現行の図書館システムにつきましては、令和4年2月で契約が終了いたします。そのことから、昨年度事業者選定のプロポーザルを実施いたしました。本年の3月からはサン・データという事業者のシステムを導入することになります。

今回のシステムの導入に当たり新たな機能が加わりまして、利用者の利便性が向上されるものと考えてございます。

3点ございまして、(1)として資料検索機能の向上でございます。これまで出版年順の表示でされていたものを関連性の高い順番で結果を表示する機能が付加されます。また、ジャンル別や資料種類別の検索が可能となるなど、機能が向上することになります。

(2)として座席予約システム的全館導入でございます。これまでゆいの森のみで稼働していた学習席の座席予約システムについて、地域館にも導入することになります。区内在住・在勤・在学者の来館前の仮予約が全館で可能になります。

(3)ホームページのリニューアルでございます。ホームページを見やすく分かりやすい構成にいたしまして、イベント情報やお知らせにアクセスしやすくしたり、また、専用フォーマットを作ってレファレンスが容易にできるようになるようリニューアルをしたいと考えてございます。

2番システム更改に伴うシステム休止期間と図書館等の開館状況でございますが、新システムを稼働するに当たりまして、機器の入れ換え、データの移行作業等を行う必要があることから、令和4年2月17日木曜日から2月28日月曜日までの12日間、システムを休止したいと考えてございます。

通常システム更改におきましては、稼働直前期の2週間程度につきましては、他の自治体は大体完全休館をして作業を行うところですが、荒川区におきましては、本に触れて読書をしていただけるよう、可能な限り開館したいということで考えてございます。

システム休止期間にかかります図書館の開館状況につきましては、59ページ別紙に図書館オンラインシステム更改に伴う開館状況ということで、各館機器の搬入等、またデータ移行の関係等で開館日がそれぞれ館によって違いますが、開けられる日は可能な限り開館するという考えの下に、丸印のところについては開館で、一部PMと書いてあるところにつきましては午後開館ということで、13時からの開館を考えてございます。

58ページをおめくりいただければと思います。当該期間中の利用可能サービスといたしましては、図書館・図書サービスステーションにおきましては、館内の座席利用、館内の資料の閲覧、学習室の利用、おはなし会は実施いたします。

ゆいの森あらかわにおきましては、図書館以外のサービスにつきましては、表記の吉村昭

記念文学館をはじめ、遊びラウンジ等はすべてサービスを実施していきたいと考えてございます。

(2) 利用できないサービスといたしまして、システムに関連する業務につきましては提供ができなくなります。資料の検索、資料の貸出し、資料の予約等、ここに記載のサービスにつきましては、12日間はサービスが提供できないこととなります。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

教育長 ただいまの説明について、御質疑がございましたらお願いたします。

長島委員 システムの更改というのは、大体何年くらいのサイクルでやるのでしょうか。

ゆいの森課長 現行のシステムの契約は5年間の契約で、今回2月で切れるということになります。一般的には、そのシステムが特に問題なければ、1回更新して大体10年くらい使う想定も結構普通にされるのですけれども、今回、現行の日立の事業者が図書館サービスの部分を撤退することになった関係もありまして、昨年度プロポーザルを実施して、事業者を今回新たに選定したという経過になります。

長島委員 今回選定されたところは5年間、取りあえず5年間ですか。

ゆいの森課長 5年間です。5年間の契約にしております。

長島委員 ありがとうございます。

坂田委員 この資料の検索機能のところは多くの方が使われるのだと思うのです。今、まさにうちの研究室で計算言語学をかなり中心にやっていますけれども、今急速に向上していきまして、恐らく皆さんがグーグルの検索エンジンを使われているときに、2018年の夏ぐらいから2019年にかけての時期に、かなりよくなったと感じられたのではないかと思います。あの時期にBERTと呼ばれる新しい言語処理ツールをグーグルが発表しまして、どう導入しているか彼らは言わないのですけれども、導入をされていまして、その後、BERTもいろいろな種類ができていて、SciBERTのように種類別に、例えばテキストによってどういうものかとか違いがあるので、そういうのもたくさんできていて、それによってかなり検索性能がよくなっているのです。

図書館でも従来のキーワードで、若しくは出版年順に見るというのは分かりやすく私も使うのですけれども、一方で、現代的に皆さんが慣れているようなフリーワードで検索して、優先順位の高いものが上から出てくるような、そういったものというのは非常に重要だと思っております。

ただ今回一発で本当にいいシステムになるかどうか分かりませんので、皆さんが実際に使ってみて本当にいいかどうかを評価していただくのが重要ではないかと思っております。以上です。

教育長 そのほかいかがでしょうか。坂田先生がおっしゃられたように、検索すると資料が大

量に出てきてしまい、それをずらっと見なくてはいけないから大変だなと思っていました。便利になるといいなと思いますけれども、一方で1点だけ確認です。

休館をしている、若しくは更改をしているときには、図書館のホームページは見られなくなるのですよね。

ゆいの森課長 見られなくなります。

教育長 そうすると、開館状況というのも見られなくなってしまうのですか。

ゆいの森課長 そうですね、開館状況等につきましては、これは当然ながら事前に周知をしなければいけないということで、この委員会が終わって了承いただきましたら、ホームページではこういうお知らせをしていきたい、区報も2月1日号でお知らせしていきたいと考えてございます。

あとは、休んでいる期間、休止期間につきましては、区のホームページに同様の案内をさせていただきたいと思ってございます。

教育長 区のホームページでは見られるのですね。

ゆいの森課長 見られることになります。

教育長 ゆいの森に行こうとするとき、最初に図書館のホームページをチェックして、今日やっているか確認してから行くことにしています。図書館のホームページは見られないけれど、区のホームページを確認すれば図書館がやっているかどうかは分かりますね。

ゆいの森課長 はい。分かります。

教育長 分かりました。先生方がいかがでしょうか。

繁田委員 一つだけ。多分何年か前にこの更改で休館をなさったと思うのですけれども、そのときに起こった苦情であるとかトラブルとかが、もしお分かりになれば参考に教えていただきたいです。

ゆいの森課長 今回新たに導入するシステムが、今の日立の前にずっと十何年間使っていたシステムなのです。5年前の更改のときは、その十何年間使ったシステムが日立に変わって、皆さん慣れていたところに新しいシステム、やり方もすべて変わってしまったので、ホームページとかも全部変わってしまったので、かなりやりづらさというか、資料の検索もそうなんですけれども、見づらさということでかなりクレームというのですか、当初ありました。

今は大分時間もたって慣れてきている部分もありますし、一昨年に一部システムを改修した部分もあって、資料検索の部分も多少改修した部分もありましたので、大分苦情はなくなりましたけれども、いまだにやっぱり検索しづらいといった声は頂いています。今回も、5年とはいえ一定期間やってきたものが変わるので、当初は、ちょっと変わることに對するやりづらさの御意見を頂くことはあるかなと思います。その辺は丁寧な説明を事前に行い

きたいと思っています。

繁田委員 よく分かりました。ありがとうございました。

あと、休館期間でいろいろ止まっていることでの苦情とかトラブルというのはなかったですか。

ゆいの森課長 前回の5年前の更改のときも、システムは止まってしまっていたのですが、今回と同じように、なるべく館を開けて座席利用とか、本も借りられはしないのですけども見ることはできるような対応はしておりました。ですので、ちょっと何件あったかというところは、私も当時いなくて存じておりませんが、そういった苦情がたくさんあったという声は聞いてはいませんでした。システムが使えないことに対しての苦情がたくさん来ていたということは聞いておりませんでした。

繁田委員 ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。特にないようであれば、質疑を終了いたします。議案第4号につきまして、御意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声)

教育長 特になければ、討論を終了いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第4号「図書館システム更改作業期間の図書館等の休館等について」は、原案のとおり決定されました。

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「令和4年度南千住第三幼稚園の学級編制について」を議題といたします。菊池学務課長、説明をお願いします。

学務課長 御説明いたします。令和3年度の6号陳情、荒川区立南千住第三幼稚園の来年度3歳児学級編制に関する陳情書が、12月10日の区議会本会議で採択されたことに伴い、学級編制を行う方針といたしますので、御報告いたします。

この南千住第三幼稚園の来年度の3歳児の申込者ですが、入園希望者を11月に締め切ったところ、入園希望者が5名ということで、3番に記載しております学級編制基準、7人以下の場合は学級編制を行わず、募集を中止するという基準に合致いたしましたので、11月12日の本教育委員会定例会でも、学級編制を行わないという報告をいったんさせていただいたところです。

しかし、その後に冒頭申し上げましたこの陳情書、PTA会長を代表者として、536名の区民の方が、学級編制基準があるというのは分かっているけれども、学級編制を行ってくれないかという陳情書が提出され、1番、これまでの経緯の、に記載しておりますが、

区議会の方で審議したところ、 に記載のとおり、12月10日の区議会本会議で採択、賛成過半数という結論となりましたので、2番に記載しておりますが、教育委員会といたしましてはこの区議会の意向を受け止め、また、5名の方にその後、確認したところ、皆様全員が継続して入園する御意思があるということも確認できたことから、学級編制を行う方針とすることとしたものでございます。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

長島委員 1のこれまでの経緯の のところですが、最後に陳情審査の結果、三者三様と書いてあるのですけれども、これはどういった意味なのでしょう。

学務課長 こういった区議会の審議はまず、所管の委員会、ここでいいますと文教・子育て支援委員会で審査をし、その後に区議会本会議で諮りますけれども、 の委員会の段階では結果が、ここでいう採択・賛成と不採択・反対と趣旨採択という3種類あるのですが、それがちょうど分かれたと。要するにどれも過半数に満たない、委員会としては結論が出ない状態だったということが三者三様ということでございます。

今度は、 の本会議で出席の区議会議員さん全員に、同じような採決を取ったところ採択過半数という結論となったということでございます。

教育長 厳密にいうと、本会議でも1回目は趣旨採択、採択、不採択と分かれたのですけれども、本会議では採択か不採択かのいずれかを決定するという仕組みになっていまして、2回目の採決の際に、採択が不採択を上回ったという形になりました。

小林委員 質問ですけれども、令和4年度に関しては学級編制がされるということですが、その翌年以降になりますとどうなるのでしょうか。

学務課長 2番の マークのところに記載しておりますが、今回は、陳情書が採択されたということを受け学級編制を行います。この学級編制基準自体は区議会からも賛意を頂いておりますので、学級編制基準は変えず、引き続き来年度もこの基準に沿って運用していきたいと考えてございます。

小林委員 分かりました。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告事項イ「令和3年度文部科学大臣優秀教職員表彰被表彰者について」を議題といたします。それでは、津野指導室長、説明をお願いします。

指導室長 「令和3年度文部科学大臣優秀教職員表彰被表彰者について」御報告をさせていただきます。今年度は5名の方が対象となりました。

初めに、第四峡田小学校、早川大介主幹教諭です。道徳教育について識見を広め、道徳教

育推進に尽力したということで受賞してございます。具体的なものとしましては、道德教育の実践者として活躍をしております、平成24年度「東京都道德教育教材集作成委員会委員」を皮切りに、様々な委員を歴任するとともに、東京都における道德科の授業改善とその普及に向けて多大な功績を挙げたということで受賞してございます。

2人目の赤土小学校、中村優太主幹教諭でございます。授業実践を公開し、教員の授業力向上に貢献したということで受賞してございます。中村主幹教諭につきましては、東京都研究開発委員や荒川区教育研究会道德部に所属しまして、道德教育の充実・発展に長年寄与してまいりました。さらに、教育関係者以外の方々が広く道德教育について理解を深めるきっかけづくりにも貢献したということで受賞してございます。

3人目の第四中学校、福崎裕崇主任教諭でございます。安全教育を実践的に研究の上、効果普及させ、東京都の安全教育に貢献したということで受賞してございます。具体的には、平成29年度から3年連続して、荒川区中学校防災部連合行事釜石市等被災地訪問の引率教諭を務めてございます。校内では、安全教育推進担当、研修担当及び道德担当を務めておりまして、安全教育の授業の研究と実践を推進し、防災意識の向上を高めたことがございます。

4人目の汐入小学校、山口貴士主幹教諭でございます。特別支援教育、情報教育、ICT活用において顕著な功労があるということで受賞してございます。平成20年度に汐入小学校の特別支援学級の開設した際に大きく貢献してございます。また、ICT等につきましては、平成27年度に情報化指導者養成研修に参加しまして、翌年28年度に認定講師となり、現在では、荒川区の中堅教諭の資質向上研修において情報モラルの講師を務めてございます。また、ICT活用の実践方法を内外の教員に示して、校務の効率化、そして授業改善に貢献してございます。

最後5人目です。第一中学校、五十嵐智主任教諭でございます。荒川区教育研究会中学校音楽部の部長を務め、音楽教育の推進ということで受賞してございます。こちらにつきましては、まず下の方の文章になるのですが、吹奏楽部の顧問としまして高い指導力を発揮し、令和元年度・第59回東京都中学校吹奏楽コンクールで東日本部門・金賞を受賞してございます。音楽以外につきましても、道德教育そして「全校ハローワーク」等のキャリア教育にも力を注いでいる教諭でございます。

以上、5人が受賞した者でございますが、今年度の文部科学大臣優秀教職員表彰式につきましては、記載のとおりになってございます。

私からの報告は以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

小林委員 一言よろしいでしょうか。この5名の先生とも荒川区の教育のために大変に御尽力をくださってきた先生方です。この先生方が受賞されるということで、心からおめでとうと言わせていただきたいと思います。

過日ですが、汐入小学校にICTの利活用ということで視察に行かせていただきまして、そのときにも山口先生に大変お世話になりまして、ICT活用の校内教員研修の中心的な存在として活躍されておられました。山口先生を含めまして、5人の先生、本当にこれからも荒川区のためにお力をお貸しいただきたいと思っております。くれぐれもよろしくお伝えください。

指導室長 ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。引き続き報告事項ウ「令和3年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者について」、津野室長から説明をお願いします。

指導室長 「令和3年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者について」、御報告をいたします。今年度につきましては、教職員が2名、管理職が1名受賞してございます。

初めに、教職員です。瑞光小学校、川崎浩美主任養護教諭でございます。保健指導の充実・特別支援教育の推進ということで受賞をしております。川崎主任養護教諭につきましては、校内のコロナウイルス対策に積極的に取り組み、区の模範的な対策を講じたということ、また、特別支援教育コーディネーターとしまして、担任及び巡回指導教員等、関係教員等が継続的な支援ができるシステムの構築をするとともに、その貢献が多くの保護者から信頼、そして賞賛を得ているということで受賞をしております。

2人目の赤土小学校、西村伸也主幹教諭でございます。学校運営への貢献ということで受賞しております。校内のICT推進リーダーとして、研修を計画・実施し、自らも講師として研修を行い、人材育成に大きく貢献をしたところでございます。また、各分掌や学年の主幹教諭・主任教諭等から課題ですとか課題解決のための提案を引き出し、改善を図ることで組織の活性化に貢献したということで受賞しております。

続いて、管理職でございます。尾久小学校、大橋昭彦校長でございます。学校運営として受賞しております。言うまでもなく荒川区の学校教育の充実に大きく貢献した校長先生でございます。また、東京都の小学校体育研究会で常任理事、副会長、そして今年は会長として、東京都全体にわたる体育科教育の充実を目指し尽力するとともに、令和元年度ですけれども、全国学校体育研究功労者表彰も受賞しております。荒川区のみならず、全国の体育教育の発展と質の向上に多大なる貢献をしている校長でございます。

なお、東京都教育委員会職員表彰式につきましては、記載のとおりでございます。

指導室から報告は以上となります。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

小林委員 一言よろしいですか。川崎先生、西村先生ともに、荒川区にとってはとても模範となるような、非常に御尽力いただいていた先生です。今回表彰されるということで本当によかったなと思っております。

また、大橋先生は荒川区の小学校長会長や、荒川区の小学校の教育事業に今まで大変に貢献をされてこられました。受賞、本当におめでとうございませう。よろしくお伝えください。

指導室長 ありがとうございます。伝えさせていただきます。

坂田委員 では、私も。今回の受賞をされた教職員の方々につきましては、コロナに関する保健指導、それから特別支援教育、それから教員の研修、人材育成、いずれも区にとって非常に現下重要なテーマで受賞されているということ。こういった二人の先生方だけではなくて、やはりお二人の受賞を通じて、今どういったことが社会的に学校教育の求める重要なテーマであるのかということ非常に顕著に示していただいているのではないかと思います。

大橋先生につきましては、非常にリーダーシップのある方で、長年にわたって教職員、それから体育、学校のコミュニティを引っ張っていただいたと思っております、非常に感謝をしております。

教育長 ありがとうございます。文科大臣表彰、東京都表彰とも、昨年度はコロナの感染防止という観点から表彰式が中止になってしまっています。なかなか実際に表彰を受けるという場面がなかったのですけれども、荒川区の教職員表彰と合わせて、昨年は各学校で表彰をさせていただきました。今年、東京都の表彰もどうなるか分かりませんが、ただいまの先生方のお言葉を各学校にお伝えさせていただければと思っております。

それでは、次に移らせていただきます。報告事項「荒川区学校図書館活用指針の改訂について」を議題といたします。大久保教育センター所長、説明をお願いします。

教育センター所長 件名でございます。「荒川区学校図書館活用指針の改訂について」でございます。

ポイントです。平成29年3月に策定した荒川区学校図書館活用指針改訂の再改訂案をまとめましたので、御報告申し上げます。

内容です。1の再改訂の目的でございます。平成29年3月に示した荒川区学校図書館活用指針改訂版の発行後に宣言されました、「読書を愛するまち・あらかわ」の趣旨を十分に踏まえ、子どもたちが自主的で質の高い読書活動ができるよう、家庭における読書活動の促進に向けた家読の推進や、学校間における図書の活用など新たな取組を加えました。

また、全面実施された新学習指導要領や文部科学省で示された「学校図書館ガイドライン」、令和3年4月に策定した「荒川区子ども読書活動推進計画（第四次）」を踏まえ一部改

訂を行うものでございます。

再改訂の内容でございます。資料を御覧いただけますでしょうか。通し番号82ページでございます。ウの学校図書館活用授業例でございます。司書教諭（学校図書館担当）と学校司書のアドバイスを受けながら、学校図書館を活用した授業を行うことができるよう、二つの実践例を紹介いたしました。

続きまして、83ページでございます。家読（うちどく）の推進です。下の方のア、家読の推進となっております。子どもを中心に家族で同じ本を読み、読んだ本の感想を話し合ったり、読書をする時間を設けたりするなど、読書を通じて家族のコミュニケーションを深めることを目的とした家読の普及・啓発を促進いたします。

続きまして、85ページでございます。情報活用能力の育成でございます。新学習指導要領において、学習の基盤となる資質能力の一つとして位置付けられている情報活用能力につきまして、各校におけるカリキュラム・マネジメントの実現によって育成できるよう促しております。

最後に、学校間における図書の利用でございます。87ページの下の方に、（2）学校間における図書の活用がございます。こちらから次のページになりますが、学校間における図書の貸し借りを従来ある学校間の交換便及び宅配を活用する物流の体制に整備いたしました。

こちらは今年度9月より開始したものでございます。本体制を活用しまして、学校間での本の一層の有効な活用を図るものでございます。以上、4点でございます。

このほか資料につきましては、今回の改訂に伴いまして106ページの学校図書館活用事例等を含む資料を追記し、実践的な内容を記載していくことによりまして、学校が一層学校図書館の活用について理解しやすくなるように配慮してございます。

今後の予定でございます。2週間後の1月28日金曜日までに、私、大久保又は統括指導主事杉山に御意見等を頂戴したく存じます。頂きました御意見をまとめまして、2月10日木曜日の教育委員会にて再改訂につきまして決定をさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長 本日のところは活用指針案ということで、教育センター所長から説明をいたしました。

資料等をのぞいても結構大部にわたるものであり、教育委員の先生方には大変恐縮ですが、御意見等がございましたら28日までにお寄せいただけますようお願い申し上げます。

本日の時点で、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

小林委員 1点よろしいですか。この再改訂の内容の中で、家読の推進というのがありまして、これは極めて大切だなと思っております。

今回、議題の中でも柳田邦男絵本大賞の話がこれから報告で出てくると思うのですが、今

回14回目で、来年度15回目ということもございまして、この柳田邦男絵本大賞及び荒川区の読書活動につきまして少し調べたいと思い、小林館長のお力添えで絵本大賞の受賞者の方に何人かインタビューをさせていただきました。その中で、この家読をされている方が多くて、親御さん、お父様、お母様が子どもに読まれることだけではなく、お互いに兄弟の中で絵本を読み合っているという家庭がかなり多かったのです。

まだ小学校に入る前のお兄ちゃんが妹さんに絵本を読み聞かせるとか、そういう御家庭もありましたし、また、絵本を兄弟で読んで、登場人物の心境であるとか、そういったことで議論を始めて、かなり激しい議論だったので、お母さんがやめなさいと止めに入るといふ御家庭もありました。家読が推進されている、また家読をすることによって非常にいい教育効果が出ているということを感じました。

また、家読をすることの大切さというのは、要するに、本を読んだりすることの習慣化だと思うのです。ある御家庭では、お兄ちゃんが本を読むのが好きで、朝起きると、小学生新聞というのがありますよね、あれを毎日読むのが日課だそうです。家読はとても重要です。今回、改訂の中で家読の推進、これを加えたというのはとても重要だと思いながら読ませていただきました。

教育長 小林先生、大変貴重なお話ありがとうございました。今、先生からのお話をお聞きしただけでも、もっと具体的なことを取り入れてはどうかという内容もありましたし、柳田邦男絵本大賞のこともぜひ、せっかく区を上げて取り組んでいる事業ですし、指針の中に盛り込ませていただければと思います。

また、先生が今、御研究を進めていらっしゃる成果の一端でも盛り込ませていただければと思います。

坂田委員 個別の内容ということではないのですが、通し番号でいうと112ページ。1人当たりの貸出冊数を見ると、小学校が大体80冊程度。対して中学校は10冊程度で、かつ近年減少傾向にあると。学校での活用時間数は小・中とも増えているので、中学校に関しては、貸出しによる本を読むということの減少を、学校の授業の中での活用である程度補っているというのが現在の状況ではないかと読み取ります。

それで、指針は小学校、中学校で1本なのですがけれども、中学校に関しては、やはり貸出冊数が大幅に小学校から中学校に上がる時に減少するという現象が、学校図書館についても見られていて、小学生の皆さんに言うことと、中学生に言うことというのは違いもあるのではないかと思うのです。

そういうことについて、どうメッセージをしていったらいいのかということについては、これだけではないのですが、我々としてはやっぱり考えないといけないテーマではないかと

思います。以上です。

教育長 大変貴重な御意見をありがとうございました。中学生に対する読書指導の在り方について、指針に盛り込めるかどうか、今のところ確定的なことは申し上げられませんが、ぜひ参考にさせていただきたいと存じます。

そのほか、いかがでしょうか。では、改めてお読みいただきまして、御提言を頂ければと思っております。

続きまして、報告事項「令和2年度荒川区生涯学習推進計画（第三次）の進捗状況について」を議題といたします。青谷生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 「令和2年度荒川区生涯学習推進計画（第三次）の進捗状況について」、報告させていただきます。

計画の概要でございます。区の将来像である「幸福実感都市あらかわ」の実現に向けて、区の基本構想及び基本計画に基づき、区における生涯学習分野のさらなる推進に向けた方向性を示す計画として策定しております。

期間は平成30年度から令和9年度の10年間としており、「学びによる生涯活躍のまちあらかわ」を基本理念としてございます。「学ぶ」、「つなぐ」、「活かす」、「ひろげる」、四つの視点で施策を推進しております。

また、四つの施策の柱がございまして、学びの基盤を整備・拡充する、区民一人ひとりの学びを支援する、地域で学び活躍する人材を支援する、学びの推進体制を強化する、でございます。

さらに、次の重点プロジェクト四つを、前期5年間は積極的に推進しております。学びがひろがる場や機能の充実、子どもの未来を育む学びの推進、オリンピック・パラリンピックを契機とした学びの展開、地域での活躍を支える学びの拡充でございます。

計画の評価方法ですが三つございまして、一つ目が区における評価。恐れ入りますが、次のページを御覧ください。二つ目が学識経験者による評価、最後は評価の反映でございます。

重点プロジェクトの評価について御説明いたします。次の133ページを御覧ください。主だったものを説明させていただきます。

1、学びがひろがる場や機能の充実では、自宅等で情報を得られるSNSやアプリ等の情報発信について、閲覧数等の実績が上昇しており、新たなニーズに対応するとともに、オンラインを活用した新たな生活様式による事業を実施いたしました。今後は、タイムリーな情報発信や区民のICTリテラシーの浸透、オンライン等による事業の充実に取り組んでまいります。

次のページを御覧ください。2、子どもの未来を育む学びの推進でございます。一番下の

家庭教育支援・子育て支援を御覧ください。コロナ禍においても家庭教育学級はオンライン講座実施時に、事前にホームページ等で質問を募集しました。そして、講座を実施したことでオンライン参加者の満足度も98%と高い評価を頂いたところでございます。今後もオンラインツールを引き続き活用してまいりたいと考えてございます。

次の135ページを御覧ください。3、オリンピック・パラリンピックを契機とした学びの展開でございます。国際理解に関する学習機会の提供を御覧ください。コロナ禍で海外都市との交流事業が難しくなりましたが、交流都市へメッセージ動画を送付し交流を継続する取組や、生涯学習センターの区民カレッジで様々な国の文化や歴史を学べる講座を実施いたしました。今後の方向性ですが、様々な国や地域の文化、言語、習慣の違いを認め合うために、講座や展示会等の学習機会を引き続き提供してまいりたいと考えてございます。

それでは次の136ページを御覧ください。4、地域での活躍を支える学びの拡充でございます。学びによる社会参加へのきっかけづくり、一番上のところを御覧ください。荒川コミュニティカレッジ等におきまして、オンライン会議システムでの講座や講演会を実施いたしました。実施したことで今まで参加しなかった若い世代の参加につながり、多世代交流の場となりました。今後も区民が、人や地域とつながり、社会参加していくきっかけを増やすため、こちらにつきましても、オンライン事業等の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

次の137ページからは、各事業の評価についてでございます。各事業の評価につきましては、137ページから157ページにまとめさせていただきました。137ページを御覧ください。

生涯学習推進計画各事業の調査表でございますが、左から事業名、指標項目と続き、実績、評価、今後の方向性を記載しております。多くの事業を記載しておりますが、コロナの影響で残念ながら中止となってしまった事業についても記載してございます。

また、一番右のところにコロナによる変更という欄がございますが、こちらにチェックがついているものにつきましては、149ページ以降にある調査票2にまとめてございます。コロナによって事業の実施方法が変わったものを149ページ以降に抽出しております。コロナ禍でも事業を止めない工夫というのを、こちらの変更状況の方にまとめさせていただいたところでございます。

例えば、ICTリテラシーを高める講座の新規実施や、今まで集合で実施していた事業をオンライン配信に切り替え実施したもの等が記載してございます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いたします。

坂田委員 ざっと実績を、数字を見させていただくと、令和元年度と2年度でかなり差がある事業で、今後もオンライン配信についてはさらに対象を広げられないかとか、オンラインではあるけれども、内容は同等のものを提供できるかどうかとか、さらに考えていく必要があることを示唆しているのではないかと思います。以上です。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。ただいま坂田委員から御意見が出されたように、コロナだからできないというところもあるでしょうし、コロナだからオンラインとかを使っているでもどこでも交流ができるとか、遠方の方々、国々とも交流ができるというような、改めて気付きの部分もあると思います。コロナで駄目になったことだけではなくて利点も生かしていただければと思います。

坂田委員 もう少し申し上げますと、今、教育長がおっしゃった点については、私ども大学でやっていると、明らかにハードルが下がっているところがあって、物理的なハードルもあると思うのですけれども、気持ち的なハードルというものも下がっているのではないかと思います。

私が運営している授業では、オンラインに切り替えたことによってかなり受講者が増加していて、内容は基本的には同じなのです。学生たちが取得する必要のある単位数は同じなので、どういうモチベーションで増やしているかはちょっとよく分からないのですが、従来取っていない他学科とか、他専攻とかからの受講者がすごく増えているのです。

これというのは物理的なものも多少あると思いますけれども、Zoomだったらふだん取りにくい、縁が遠そうとか、本来、そこを取るような人たちがたくさんいるので、自分はちょっと立場的に隅の方だと思ったとしても手軽に入れるとか、そういうことで取っているのではないかと思うのです。

だから、荒川区のものでも、例えばZoomなどは誰でもと思いますけれども、カレッジだと、こういう人たちを育てたいというメーンの 이슈が我々にあるわけですが、御本人から見ると、それになれるかどうかは分からないのだけれども、若しくは、まだ気持ちは定まっていないのだけれども、ちょっと受けてみたいという人はZoomが来やすいのではないかなと精査します。

そういうことが基本的にはいいわけで、教育長がおっしゃったように、コロナにかかわらず、こういった手法を効果的なものに取り入れていくということにしてはどうかと思います。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

小林委員 よろしいでしょうか。このZoomやWebexの使い方を学ぶ講座が133ページにありまして、これは大変に重要かと思えます。40代の知人に聞いても、使ったことがないから等で距離があるという人がいます。一度使うと簡単なのですけれども、使ったこと

がないから、だからやっぱりオンラインで実施する講座は少し参加しにくいという方もいます。ぜひこういった講座を増やすのが大事ななという気もします。実際にこの講座ですけれども、参加者はどういう方だったのかをお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

生涯学習課長 今、小林委員から御質問のあった件でございますが、荒川コミュニティカレッジ、区民の方の地域について学び、地域デビューを目指す、そういったところの人材育成の場でございますが、20代から70代の方が参加しておりまして、生涯学習ですので双方向のやり取りをする講座の中で、コロナ禍については人が集まることを制限されている、そういったところから今回ZoomやWebexという講座をやらせていただきました。Zoom等は便利なのですが、使ったことがない、やり方が分からない、コンピュータについてアレルギーがあるという方が、主に高齢者が多かったというのが実態でございます。そこを職員がZoomの使い方の講座をやりまして、丁寧に一人一人に教えることによって、今、私が見ている中でも、学んだ区民が、使い方が分からない区民の方に教えているという状況が生まれております。初めのきっかけとしては、区の職員から区民へとつなげたところですが、区民同士でも広がって行って、今後その輪がさらに広がれば、荒川区全部でオンラインの講座等が広がっていくのかなと考えてございます。

小林委員 いい試みだと思います。

教育長 よろしいでしょうか。本件については以上とさせていただきます。

次に、報告事項「伝統工芸技術継承者育成支援事業現場実習者の決定について」、青谷生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 「伝統工芸技術継承者育成支援事業現場実習者の決定について」報告させていただきます。伝統工芸技術継承者育成支援事業は、現場実習で保持者となることの意味の確認及び素質の検証を行う3か月間のステップ1、将来性がある者を対象に3年間にわたって育成を支援するステップ2、修了者の展示会などを行うステップ3からなる支援事業でございます。

今回ステップ1の支援内容として、伝統工芸技術保持者への指導料や実習者への研修手当を支給し、令和4年1月から3月を実習期間としたものでございます。今回の応募者数は全部で18人でございまして、内訳は木版画彫で8人、彫金で10人の応募がございました。

受入保持者による書類選考を通過した木版画彫4人と彫金2人を面接選考した結果、彫金、田村尚子さんのところで佐々木俊樹さん1人のみが今回の実習者となりました。

今後は令和4年3月末にステップ2の可否を決定いたします。

大変雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いたします。

繁田委員 一つよろしいですか。今回は彫金ですけれども、どのような伝統工芸の種類が、ほかも含めてされていらっしゃるか教えていただけますか。

生涯学習課長 この匠育成支援事業ですが、過去の実績としましては、木版画彫、彫金のほかに七宝、鍛金、三味線、べっこう細工、彫金文字、漆塗り、額縁等多岐にわたるものがございます。

こちらを伝統工芸技術の保持者の方に、今回はこういった募集をするのかというのを協議させていただいて、今回につきましてはこの二つ、木版画彫と彫金で募集を開始したところでございます。

応募総数が18人と多い中でございますが、書類選考、面接を受けて、本当にこの技術を残していく意思が応募者にあるのかどうかというのを、事務局と伝統工芸保持者の方で見極めた上でございますので、今回1人という結果になりました。

繁田委員 ありがとうございます。すごく意義が大きなものだと思いますので、ぜひ継続して支援していただけたらと思います。

教育長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

坂田委員 今回、木版画彫の方は4人面接が決まったのですけれども、残念ながら対象者がいなかったということなのですね。

生涯学習課長 書類選考で今回4人ということなののですけれども、実際に面接をしまして、どれくらい熱意があるのかというのは、この伝統工芸技術の保持者の方がしっかり見ているところでございます。

そして、また続けていき、今後、荒川区でこの技術をさらに広げていけるか、そこまで見えていますので、なかなか門は厳しいのかなと考えております。厳しいだけに、通った方につきましてはしっかり荒川区の方で活躍している、このステップ3を突破して活躍している方も多くいらっしゃいますので、生涯学習課としては引き続き匠育成支援事業を推進していきたいと考えてございます。

教育長 逆にいえば、佐々木さんはかなり有望ということですね。

生涯学習課長 私もそう認識しているところではございます。今後のステップ1を突破し、ステップ2の弟子入りというところが、また一つハードルになると思いますので、この3か月間で、見極めの期間というのがステップ1でございますので、期待をしていきたいと考えてございます。

教育長 よろしいでしょうか。続きまして最後になりますが、報告事項キ「第14回柳田邦男絵本大賞の受賞者について」を議題といたします。小林課長、説明をお願いします。

ゆいの森課長 「第14回柳田邦男絵本大賞の受賞者について」御説明いたします。絵本大賞

の受賞者が決定いたしましたので御報告するものでございます。募集期間が昨年7月1日から9月26日までの期間募集いたしまして、応募としては、4番目にありますとおり、子どもの部で1,516作品、一般の部で80作品、合計1,596作品ということで過去最高の応募数になりました。

その後、一次選考としてゆいの森課の事務局、二次選考といたしまして柳田先生に御審査を頂きました。その結果が裏面の162ページに、今回14回目の絵本大賞の受賞者になります。

子どもの部につきましては、大賞1作品、優秀賞3作品、佳作5作品、努力賞が12作品になります。一般の部につきましては、大賞1作品、優秀賞1作品、佳作が3作品となっております。子どもの部の努力賞と、一般の部の佳作につきましては、柳田先生の御希望というか要望もありまして、努力賞については当初の予定のプラス2作品、一般の部の佳作につきましてはプラス1作品が受賞される形になってございます。

一般の部につきましては、前回から全国から募集しておりまして、今回80作品ありましたけれども、大賞受賞者の藤倉さん、佳作の野坂さんは荒川区の方でございます。優秀賞の二戸部さんは山形県の方で、佳作の子籠さんにつきましては、東京のあきる野市の方ということになってございます。

1月30日に表彰式、講演会を予定してございます。今、先生方の御手元にも御案内を置かせていただいております。1月30日14時から表彰式を予定してございますが、今、コロナが急拡大になっている状況がございまして、来週には可否も含めた判断もさせていただいて、また御連絡を差し上げたいと思っております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。

小林委員 1点よろしいでしょうか。藤倉みゆさんが、今回一般の部で大賞を取られたということで本当によかったと思っております。藤倉みゆさんですが、最初は小学校1年生のときですよね、日暮里第一小学校のときに、柳田邦男絵本大賞を受賞されまして、日暮里第一小学校は、当時、濱上悦子先生が校長先生で、作文教育に非常に力を入れてこられた学校です。

ちなみに、柳田先生と荒川区の御縁も濱上先生がPTAの講演会で柳田先生を呼ばれたということで、柳田先生が荒川区との御縁を持っていたということなんです。

この藤倉さんが1年生のときに取り上げた絵本は「すてきな宿題」という絵本で、実は教育委員会でも話題になりまして、そのときに、高野照夫先生が絶賛をされまして、この藤倉さんの作文は、私自身も記憶に残っております。その後も、藤倉さんですが、小学校3年生のときにも、また、小学校の6年生のときに応募していただいて、特に小学校6年生のとき

は、柳田先生が翻訳をされた「だいじょうぶだよ、ゾウさん」という本で賞を取られました。藤倉さんが今回、一般の部で大賞ということで、本当にうれしく思っております。

私自身は、藤倉さんにぜひ話を聞きたいなとかねてから思っております。小林館長のおかげで先日お話をお伺いしたのですが、今、大学1年生ですけれども、とにかく、とても魅力的な女性です。言葉も非常に豊かなものを持っておられて、絵本のおかげでこんなにすてきな女性が育つのかという感銘を受けました。今回、絵本とともに成長をされ大学生となった藤倉さんが大賞を受賞されるということで非常にうれしく思っております。

また、荒川区の読書教育、図書館活動というのは本当にすばらしいなと思えました。藤倉さん、受賞されてよかったと思います。よろしくお伝えください。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

小林委員 受賞の中で園児が入っていますね。

坂田委員 そうですね。

小林委員 すごいなと思いながら見せていただいたのです。

ゆいの森課長 これまでも特別賞みたいな形で、保育園の園児が入っていたことはあったのですが、先生の中には、幼稚園も保育園もこの枠の中に入れてということで、先生の御希望というか御要望がありまして、別枠とかではなくてその中に入れ込んだ形で受賞させていただきました。

繁田委員 この作品は読むことはできるのですか。

ゆいの森課長 予定としている1月30日の表彰式の際に、こちらの作品を集めた作品集という形で御用意をしてお渡ししたいと思っております。

また、その後、柳田先生から大賞、優秀賞の方へのメッセージが送られることになっておりました。それを合わせた小冊子にした作品集も別途作成いたしまして、お配りするような形を考えてございます。

繁田委員 分かりました、ありがとうございます。「このあとどうしちゃおう」は材料に使ったりする本で、高齢者の倫理のことを扱っているのも、どんなことが書いてあるか興味深いので、ぜひ拝見させていただきたいと思います。

教育長 作品集もまとめますし、図書館で大賞となった本を展示したりしています。ぜひ、そのもととなった本も御覧いただければと思います。

小林委員 1点、それについてよろしいでしょうか。ゆいの森は本当によく頑張っておられて、大賞を受賞された方が読んだ作品を展示するコーナーがあるのですよね。この前もそこを通りかかると『アーコのおみまい』がありました。これは以前、一般の部で大賞を取られた森さんのお勧めの本で、展示コーナーは本当にいいなと思えました。

絵本は非常にたくさんありますので、この本がいいと勧めただけだと、安心して読むことができるし、そして新しい感動を受け取ることができます。その意味で展示コーナーはとていいですね。職員の方によろしくお伝えください。

ゆいの森課長 ありがとうございます。今も置いてありますけれども、過去の大賞受賞作品で題材となった絵本を展示しているのですが、あそこに展示することで、かなり貸出が進んでいまして、なくなっているということが結構多くて、そういう意味でも多くの方に読んでいただける機会を提供できているかなと思っています。今後も引き続きやっていきたいなと思っています。ありがとうございます。

教育長 それでは、本件については以上とさせていただきます。

次に、「その他」の報告事項ですが、1月から3月までの教育委員会関係行事と、教育委員会の日程につきましてお示ししてございます。事務局から何かありますでしょうか。

教育総務課長 まず163ページを御覧いただければと思います。先ほどの絵本大賞のお話もそうですが、かなり感染が拡大をしているところで、一部変更がございます。まず本日予定をしてございました合同表彰式につきましては、会場も狭いところに人数が入るという形なので中止とさせていただきます。

また、1月の第二ブロック教育委員会協議会、これについては書面開催と幹事区の方から御連絡を頂いているところでございます。

また、1月21日に予定をしてございます第三日暮里小学校の研究発表会、これにつきましては、以前、小林委員も御覧になりたいということで、オンラインも可能になってございます。別紙が御手元にあると思いますが、QRコードで登録をしていただくと、17日までと書いてあるのですが大丈夫だと思いますので、ぜひオンラインで御参加いただければと思います。

同じように、区長との総合教育会議につきましても、3月18日の15時から、オンラインで検討をしているところでございます。

次、1月28日の定例会が終わった後に、尾久第六小学校の研究発表を御視察いただく予定だったのですが、現在はまだ学校側は実施したいと思っているのですが、ちょっと厳しいというのが現状でございます。また変更がありましたら御連絡を差し上げたいと思います。

裏面も含めまして、研究発表ですとか、2月10日に中学校長との懇談会も予定をしているのですが、これについても10校なのでこれもオンラインにするかどうか、中学校で10校であればオンラインでもできるというのを検討しているところでございます。

同じように3月11日の教育褒賞、また、卒業式・入学式についても、来賓は出席なしの方向で検討をしてございます。感染がかなり急拡大をしているところでございますので、で

きるだけ教育委員の先生方に学校を御覧いただきたいと思いますけど、今後の状況によってはオンライン等に変更させていただければと思っております。

私の方からは以上でございます。

教育長 以上をもちまして教育委員会令和4年第1回定例会を閉会といたします。

了